平成２１年（フ）第１２５号
岡山県津山市林田820番地１
債務者　横部　和之
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３３号
岡山県勝田郡奈義町荒内西1050番地９
債務者　鎌田　吉秋
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３４号
岡山県美作市英田青野166番地17
債務者　谷口ひろみ
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第５５０号
栃木県那須郡那須町大字高久甲2358番地49、前住所栃木県那須郡那須町大字高久甲931番地６　西原宿舎２―504号
債務者　富田　一行
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８２号
栃木県宇都宮市今宮３丁目６番３号
債務者　笹沼　誠一
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８３号
栃木県宇都宮市今宮３丁目６番３号
債務者　笹沼エリ子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３９号
栃木県足利市堀込町1350番地６
債務者　戸室　健治
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２０２９号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅２棟306号
債務者　小野寺利佳
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１８号
横浜市瀬谷区宮沢４丁目８番地11　マルチハイツ101
債務者　杉山　延男
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４１２号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区５棟510号
債務者　二階堂智佳
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４９１号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート15棟302号
債務者　高野みゆき
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２号
島根県大田市川合町川合1143番地２
債務者　大床　千春
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１１４号
島根県出雲市大社町菱根335番地１　市営小松原団地32
債務者　岡元　　淳
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第３０７号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1373番地　川添アパート
債務者　斎藤　悦子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９１号
栃木県宇都宮市平松本町713番地２
債務者　平野　克則
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９６号
栃木県日光市今市1659番地５―202
債務者　赤羽ゆきこ
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係